

はしがき

相続診断協会では平成28年以来、12月1日の「笑顔相続の日」に合わせて、毎年一冊ずつ、相続・遺産分割のさまざまな事例を集めた書籍を上梓してきました。

・平成28年 『争族図鑑 相続で崩壊する家族39パターン』（相続診断士28名執筆）

・平成29年 『笑顔で相続をむかえた家族50の秘密』（相続診断士50名執筆）

・平成30年 『家族を「争族」から守った 遺言書30文例』（相続診断士30名執筆）

・令和元年 『家族を「争族」から守った 遺言書30文例パート2』（相続診断士30名執筆）

・令和2年 『これだけはやっちゃダメ！ 相続対策の「御法度」事例集』（相続診断士30名執筆）

5年間をかけ5冊で実に179の事例を発表させていただきましたが、これほどまでに生々しい事例が掲載されている本は、他では目にする事ができないと自負しています。

そして6冊目の今年は、『良い相続・悪い相続 チャートで把握する相続危険度』を発売することとなりました。「ウチは大丈夫」という家族が、実は一番危ない……。相続診断士なら誰もが共感する30事例のご紹介です。

そして、相続診断協会が開発した「相続診断チェックシート」からの「相続診断結果」をベースにわかりやすく解説していますので、ご自身やお知り合いのお役に立てる事例が必ずあると思います。

数年前まで相続の問題は、①納税資金（相続税）と②遺産分割とお伝えしてきましたが、最近は①と②に加え

③認知症の問題が大きくなっています。その他にも空き家問題、引き取り手のいない不動産問題、おひとりさま

問題、墓じまいなどのお墓問題、LGBT問題など、ますます複雑になっています。そして、同じ家族構成や似たような財産状況でも、満足する解決策はまったく違う方法ということも珍しくはありません。

相続問題は多種多様で、相続対策は正解がありません。相続対策は、本当に難しい問題です。

ぜひ、本書及び既刊5冊の209事例を参考としていただき、ご自身の相続は笑顔相続につなげていただければと思います。

相続の実務においては、まだまだ「法定相続分どおり遺産をもらって当然」という固定観念があるようです。相続人である子どもたちが、

「自分の思いどおりに遺産分割を行ってくれるだろう」

「自分の子どもたちに限ってもめるはずがない」

というのは、幻想です。あなたのお子さんたちは他のきょうだいを慮って、譲り合って遺産分割できるでしょうか？ 残念ながら答えは「ノー」です。

子どもたちは、争いたいわけではありません。しかし、相続したい財産は、皆同じであることが多く、分けることが困難な財産がほとんどです。法定相続分どおりに分割することは至難の業で、子どもたちに遺産分割を委ねることはとても難しいといえます。だから遺言が大切なのです。

しっかりと法律を遵守した遺言を遺し、「誰にどの財産を受け継いでほしいか」を確実にします。この時重要なことは、すべての財産の受取人を定めることです。一部でも、遺産分割をしないと分けられない財産がある

と、そこでもめぐことが起こりがちです。

そして、なぜその財産を受け継いでほしいのかという理由を明確に遺します。

「お墓や近所づきあいも含めて、長男には先祖代々の自宅を引き継いでほしい」

「次男には家業を守り、従業員を守ってほしいので、自社株を受け取ってほしい」

「長女には、お母さんの面倒をみてほしいので、自宅兼収益アパートを受け取ってほしい」

「子どもたちは、皆同じだけ愛している。財産の金額の差は、役割の差である」
ということをしつかりと伝えることが大切です。

相続診断協会では、「想いを遺し伝える」ことを提唱し、「何を大切に生きてきたか?」「どのような想いを受け継いでほしいか?」を生前に伝えることを推奨しています。残された財産は、「知恵と時間と情熱」をかけて築いた「命」そのものです。相続というのは、「もの」を引き継ぐだけではなく、「命」を引き継ぐものです。「大切にしてきた考え方」や「生き様」とともに、「命」の結晶としての「財産」を引き継いでいきます。

家督相続制度は、現代にはなかなかそぐわないと思いますが、長男には長男の役割、次男には次男の役割、長女・次女には長女・次女の役割があります。その役割に応じて役割とともに財産を受け継いでいく、「役割相続」という考え方が、これからの相続には重要です。

相続診断士の皆様は、日々、笑顔相続の実現のお手伝いをされています。

本書では、30の事例をご紹介しますので、ぜひご自分と近い事例をお探しいただき、笑顔相続の参考にし

ていただければと思います。

本書は、『遺産相続争いは、親の人生を冒流する最も悲しい社会問題』を解決する一助になることを願い、魂を込めて執筆いたしました。

これまで同様、相続診断士の皆様にご協力いただき、現場で起こっている相続をプライバシーに配慮しながら、わかりやすく解説いたしましたので、事実とは異なる部分がございます。

また実際の現場では、弁護士法や税理士法などに抵触しないように、各士業と連携を取りながらコンプライアンスを遵守し活動しています。

本書の執筆にあたり、(株)日本法令の竹濶学さん及び田村和美さんに多大なるご協力をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。

令和3年11月

一般社団法人相続診断協会 代表理事 小川 実

■「相統診断チェックシート」とは

まだ本ツールがなかった頃、相統診断士資格を取得された方々から、このようなお声をいただきました。

「資格を取得し、早速お客様から相統の相談を受けたいが、何から始めていいかわからない」

これを受け当協会では、相統診断士資格取得者が日々の業務でも活用が見込めるツールとして、「相統診断チェックシート」を開発しました。

本ツールは、30のチェック項目にて構成されており、相統の相談をする上で最低限聞っておきたい内容を厳選。相統の相談が初めての方でも利用できるよう、また相統に馴染みのないお客様が理解しやすいよう、使用されている単語についても専門用語を排除し、どなたでも直感的に利用していただける形式をとっています。

本ツールでは、チェックのついた項目に対する解説も用意していますので、相統相談に慣れない方でも、その解説を基にお客様へ回答していけるようになっていきます。

回答結果は、「該当項目危険度のレーダーチャート化」と「危険度ランク・緊急度ランクの数値化」がなされ、どなたでも一目で状況を把握できる「相統の健康診断書」のような構成としました（vii頁の「相統診断結果シート」参照）。

本書の各項目では、各事例に沿った相統診断結果を掲載しています。

チェック項目の中には「初対面の方には聞きづらい内容」も入っているため、チェックがつけられた項目に応じて効率よく問題点を指摘したり、回答傾向からお客様に潜在する相続問題を俯瞰的に捉えたりすることも可能になります。その結果を受け、相談者本人に「相続に関して何か対策を取らなければ」という気づきを与えることもでき、さらに深いヒアリングのきっかけとしても機能していきます。それが、「相続診断チェックシート」というツールです。

システム開発に伴い、当協会のパートナー事務所でもあり、豊富な相続知識と実務経験を駆使し、相続の現場でご活躍されている株式会社吉澤相続事務所吉澤諭様に製作監修としてご協力いただきました。

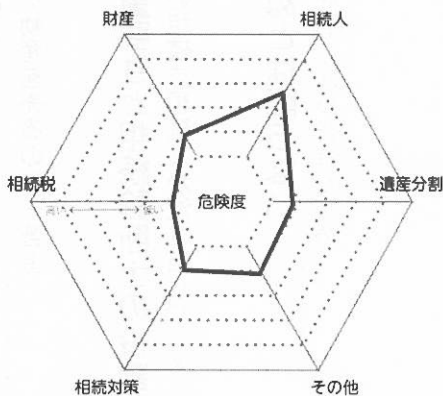
相続 太郎

作成日：2021年10月21日
 取扱相続診断士：123456 笑顔 太郎

チェックシート内容

- 1 相続人に長い間連絡が取れない人がある
- 2 相続人の仲が悪い
- 3 義の悪態を「見ていない子ども」と「見ていない子ども」がいる
- 4 上場していない会社の株式を持っている
- 5 分けることが難しい不動産や株式がある
- 6 財産は何があるのかよく分からない
- 7 一部の子どもや孫にだけお金をあげている
- 8 会社を継ぐ人が決まっていない
- 9 先祖名義のままになっている土地がある
- 10 家族名義で貯めているお金がある
- 11 特定の相続人に多く財産を相続させたい
- 12 再婚している
- 13 配偶者や子ども以外の人に財産を渡したい
- 14 遺言保証人になっている
- 15 相続する人に「障がい」や「未成年」「認知」等の人がいる
- 16 「借りている土地」や「質している土地」がある
- 17 相続人が「海外」や「遠い場所」にいる
- 18 財産に不動産が多い
- 19 借金が多い
- 20 友人や知人にお金を貸している
- 21 誰にも相談しないで作った遺言書がある
- 22 相続税がかかるのかまともに分からない
- 23 誰も使っていない不動産がある
- 24 大きな保険金をもらう子どもや孫がいる
- 25 子どもがいない
- 26 なかなか入居者が決まらない古いアパートがある
- 27 誰にも相続について相談したことがない
- 28 子どもは皆自宅を持っている
- 29 古い書画や骨董を集めるのが好きだ
- 30 子どもが相続対策の相談に乗ってくれない

あなたの相続診断結果は



危険度ランクが99*の方は加算点が100点を超えた場合に 표시됩니다。

得点

- 危険度ランク 99* 点
- 緊急度ランク A (B) C・D・E

相続診断士より

- 1.相続手続きが進まない可能性があります。大至急専門家にご相談下さい。
- 2.相続財産の確定、税務調査での指摘等の懸念があります。早期に正しい姿へ戻しましょう。
- 3.生前贈与、遺言作成をご検討下さい。
- 4.相続手続きのため、後見人・特別代理人等の選任が必要になる可能性があります。
- 5.不公平が争族を生む可能性がありますのでご注意下さい。
- 6.相続対策は、相続人（家族）と情報を共有しておくことが重要です。

目次

はしがき／i

「相続診断チエックシート」とは／v

第1章 「ウチは大丈夫」がいちばん危ない

遺産分割はお早めに！

↳ 25人の相続人で不動産を売るのに一苦勞

木野 綾子 2

専門家の連携の重要性と相続診断士の役割

↳ 円満に進むはずの相続で相続人が泣き出してしまつ始末に

岩田 悦幸 10

両親が別々に死ぬとは限らない

↳ 遺言書の大切さを思い知らされた相続

藤井 美喜 19

事例4

祭祀承継者を考慮せず、あわやトラブルに

～相続と祭祀承継は別問題

.....竹山 博之 27

事例5

仲良し家族に起こった争族

～円満に見える遺産分割協議で留意すべきことは

.....高橋 正芳 34

事例6

転ばぬ先の遺言書

～家族円満であっても対策は必要

.....國安 耕太 41

事例7

親が元気なうちの家族会議の大切さ

～親の財産、介護のリスクなどを家族全員で把握

.....菅井 之央 48

第2章 想いをかなえる遺言書

事例8

相続対策としてまず必要なこと

～今の状況を知る

藤井利江子

56

事例9

家族で決めた笑顔相続

～笑顔相続達成の本当の近道とは

栗原 久人

64

事例10

遺言書の書き替え

～付言事項による成功パターン

勝裕 彰

73

事例11

家族仲の悪化は突然、誰にでも起こり得る

～家族だからこそ難しい信頼関係の構築

小泉 栄作

81

事例12

分岐点は心のごもった手紙

〜隠れ借金発覚、遺産分割が困難な状況を変えたもの

堀口

実

88

事例13

良かれと思った養子縁組で争族に

〜遺言書と付言事項で想いを残す

秋山

千穂

96

事例14

障がいのある子の親なきあと

〜遺言があれば成年後見人は不要に

藤原

由親

104

第3章 さまざまな家族のかたち

事例15

若いからまだ大丈夫？

～おひとりさまが突然死するとこんなに大変なことに

一橋 香織

114

事例16

財産管理ができない子どもがいる場合

～家族信託や公正証書遺言、任意後見契約などで対策

若狭 浩子

122

事例17

おひとりさまの財産の相続対策

～親の財産で争い疎遠となった兄弟姉妹がいる場合

竹内みどり

130

事例18

「知らなかった」では済まないのが相続

～再婚する人は必ず知るべき自分の相続

小林 幸生

138

事例19

何もしなかったおひとりさまの相続

↳相続人のいない従兄弟のために使ったお金

辰巳 博

147

事例20

実家の売却における認知症対策

↳重要なことは「現状把握」と「真の問題点の明確化」

細谷 洋貴

155

事例21

一人っ子の相続

↳意外と問題になる母と娘の確執

橋本 玄也

164

事例22

避けたかった未分割の状態での申告！

↳遺産分割案がまとまらず、払わなくてもよい相続税を納税

安井 正幸

172

第4章 去りゆく人と相続人の交錯する思い

事例23

お仏壇はどうなるの？

～見落としがちな祭祀財産がもめごとの原因に

梅園 浄

182

事例24

協議がまとまりかけたところへ遺言書が

～相続人それぞれの想いを調整することの必要性

諸隈 元

191

事例25

相続人が認知症！ 相続はどうなるの？

～長寿化に向けての生前対策の大切さ

小笹 美和

198

事例26

遺言書がなく、考えのすれ違いで争族

～亡き父親の想いが伝わった時に家族が笑顔に

浜田 政子

206

事例27

生命保険金や生前贈与は隠せない

↳ 知識不足による偏った節税対策が裏目に

盛 勝利

213

事例28

兄（借金）と弟（引きこもり）の共有不動産

↳ 問題のある兄弟では遺産分割が難しい

塚本 英樹

221

事例29

専業農家の後継者はつらいよー！

↳ 認識不足による心ない一言で相続争いに

上田 亨

228

事例30

中立な立場で相談者と向き合い信頼関係を築く

↳ 笑顔相続実現のための環境づくり

齋田 恵

236

編著者一覧

巻末 ①

第1章

「ウチは大丈夫」がいちばん危ない

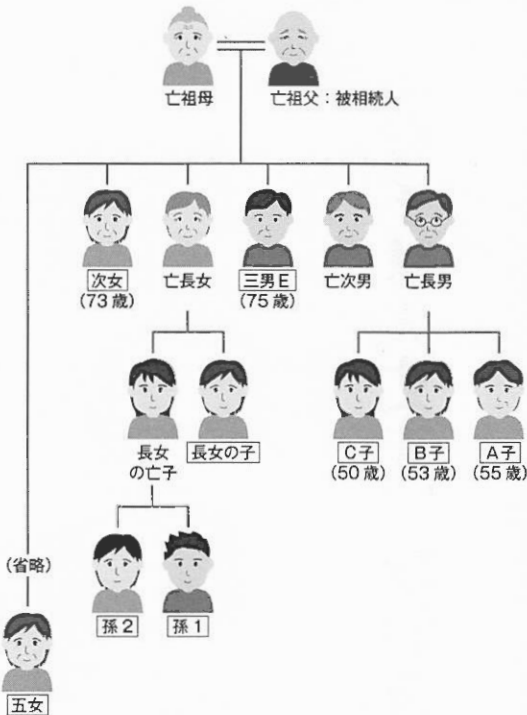
事例 I

遺産分割はお早めに！

25人の相続人で不動産を売るのに一苦労

上級相続診断士・弁護士 木野 綾子

<家系図>



□ は法定相続人。図示を省略した者を含め、合計 25 名

<主な財産状況>

- ・ 土地 1億4,000万円
- ・ 建物 1,000万円
- 合計 (時価) 約1億5,000万円

① 分岐点① 遺産分割をしないまま放置したため相続人が25人に

仲良し3姉妹のA子さん（独身）、B子さん（独身・子2人）、C子さん（独身）は、同じ敷地上の建物2棟で仲良く暮らしていました。

ある時、終活・相続対策の一環で財産調査をしてみたところ、これらの不動産が亡くなったお父様方の祖父（本件の被相続人・約20年前に死亡）の名義になっていることに気づきました。

A子さんたちは、他の相続人からこれらの不動産を買い取りたいと思い、まずは司法書士のD先生に相談して祖父の法定相続人を調べてもらうことにしました。

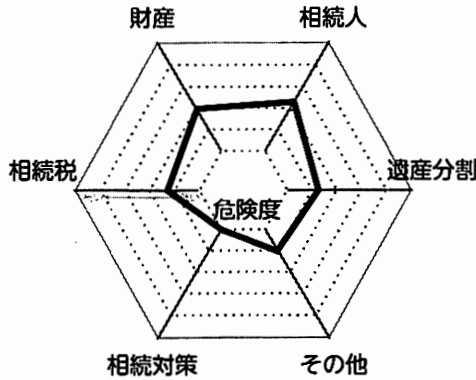
すると、なんとA子さんたち3姉妹を含めて合計25人も法定相続人がいることがわかりました。

そして、A子さんたち以外の22人全員に手紙を書いて遺産分割の意向を確認したところ、うち10人からは返信がなく、返信をくれた12人中5人が「法定相続分での相続を希望」、4人が「自分は何もいらぬ」、残り3人については弁護士からの受任通知書が送られてきたのです。

弁護士がからんできたため、A子さんたちも司法書士から窓口を変更したいということで、弁護士である筆者が遺産分割協議の受任をすることになりました。

この事例の危険度は次のとおりです。

<相続診断結果による危険度>



<相続診断結果による緊急度ランク>

●緊急度ランク A・**Ⓐ**・C・D・E
高い ← → 低い

相続診断結果をみると、相続人に長い間連絡がとれない人がいて、また先祖名義のままになっている土地建物があることから、「相続手続きが進まない可能性」「遺産分割が成立しない争族の可能性」「相続手続きが複雑になる可能性」などがあると考えられます。

遺産分割をしないまま放置することが、いかに数々のトラブルの原因になるかがよくわかりますね。相続人が増えるということは、さまざまな考え方の人が混在することを意味するので、専門家による交通整理が必要になってきます。

② 分岐点② 欠席者多数の家裁の調停を「相続分の放棄と譲渡」で切り抜ける

A子さんたちと司法書士のD先生からこれまでの経緯をヒアリングした筆者は、相続人の人数の多さや反応の状況から、話し合いによる遺産分割は無理だと判断し、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てました。

第1回目の調停期日では欠席者が9人で、うち5人は答弁書などの書面を事前に提出してきてくれました。その後、第2回調停期日までの間に、家庭裁判所の書記官が前回の欠席者5人に手紙を書いてくれて、無事に全員の意向確認をすることができました。

その結果、A子さんたちを除く22人の法定相続人のうち、7人が「相続分の放棄」をし、6名が「Aさんたち3姉妹へ相続分の譲渡」をするということになり、家庭裁判所の協力も得て、これらの合計13人の相続人から、無事にそれらの手続きに必要な書面や印鑑証明書を送ってもらうことができたのです。あとの9人は全員「もらえるものはもらいたい」と言っています。

一方で不動産の査定をしてもらったところ、時価が約1億5000万円であることがわかりました。

とてもAさんたちで買い取れる金額ではないため、方針を変え、第三者へ売却して代金を分けることにしました。幸い、「相続分の放棄」や「Aさんたち3姉妹へ相続分の譲渡」をしてくれる相続人が多数いるため、Aさんたちの取り分はまとまった金額になり、転居費用としては十分です。

買い手も決まって売買契約を締結することができます。ようやく解決への糸口が見えてきました。

あとは不動産の最終決済を待つて調停を成立させ、Aさんたちと9人の相続人で代金を分配するだけです。

③ 分岐点③ 想定外！ 相続登記の段階で気が変わった相続人

ところが、司法書士のD先生に売買の前提となる相続登記をお願いしたところ、本件は数次相続がからんでい

るため、「相続分の放棄」や「相続分の譲渡」をした相続人からも改めて中間の相続について登記委任状が必要なケースだということがわかりました。

そこで、「相続分の放棄」をした7人と、「A子さんたち3姉妹へ相続分の譲渡」をした6人に改めてD先生からコンタクトしてもらい、必要書類を取り付けることになったのですが、「A子さんたち3姉妹へ相続分の譲渡」をした中の1人である叔父のEさんだけは、

「これさえ書けば相続争いから逃れられるという説明を受けて相続分の譲渡契約書にサインしたのに、まだ書類が必要とは、話が違う」

「長兄の子どもにあたるA子さんたち3姉妹が住み続けるものとはかり思い込んで相続分の譲渡をしたが、先祖代々の家屋敷を売ってしまうとわかっていたら、譲渡などしなかった」と言い出し、相続登記に協力してくれません。

家庭裁判所からEさんに手紙を出してもらったり、筆者からも事態を説明する手紙やハガキ（封書だと開封してもらえない可能性があるため）を送ったり、A子さんたちのお母様や、Eさんと比較的交流のある他の相続人たちからも説得してもらいましたが、Eさんは協力を拒否し、ますます意固地になっていきます。

④ 分岐点④ 不動産売買の決済を延期し「調停に代わる審判」で登記手続きを命じてもらう

このままでは売主側の義務である相続登記を果たすことができず、売買が破談になる可能性が出てきました。

相続分の譲渡契約書はこちらにあるので、Eさんを相手に登記手続訴訟を起こす余地もあると思われましたが、今から準備を始めても勝訴判決が確定するまでに早くても半年ぐらいはかかってしまうことでしょう。

そこで、家庭裁判所に「調停に代わる審判」というやり方が使えないか、打診をしてみました。

この「調停に代わる審判」というのは、調停に欠席者がいたりして一部の当事者が合意していなくても、家庭裁判所が暫定的な決定という趣旨で出すことのできるものです。

2週間以内に誰も異議を述べなければ、確定して判決のような効力を持つことになるのですが、誰かが異議を述べれば効力を失い、元の調停に戻ります。

つまり、Eさんが家庭裁判所に異議を述べるといふ積極的なアクションさえ起こさなければ、登記委任状がなくてもこの審判だけで相続登記にこぎつけますが、Eさんが異議を述べれば単に訴訟への移行時期が遅れてしまうことを意味します。

ある意味、1つの賭けでしたが、筆者はこれまでの経緯やEさんの人となりからして、異議までは出さないだろうと予想しました。

家庭裁判所はこの種の審判を出すことには慎重な傾向があるので、筆者としてはまず、本件ではこれが必要であり有効であるということを経済裁判所に理解してもらおうとところから始めました。

次に、司法書士のD先生にお願いで、どのような主文の審判を出してもらえば法務局が相続登記に応じてくれるのかを事前照会してもらい、家庭裁判所とのすり合わせを行いました。

これらと平行して買主へのお詫びと不動産売買の決済期日の延期の調整も必要ですし、相続人全員に事態を説

明して理解を得ることも重要です。長引けば、いつまた誰の気持ちが変わってもおかしくない状況だったのですから。

⑤ まとめ

結局、筆者の読みが当たって、Eさんは相続登記を命じる審判に異議を述べることまではしませんでした。そのおかげで無事に相続登記を済ませることができ、当初の予定より2か月ほど遅れましたが不動産の最終決済を行うことができたのです。代金の分配まですべて終わった時には、筆者もA子さんたちも感無量でした。本件を振り返ると、次のようなたくさんの分岐点がありました。

【失敗】

- ・ 被相続人の死後約20年もの間、遺産分割をせず放置したために相続人が増えた。
- ・ 相続登記の段階で気が変わり必要書類への署名押印を拒否する相続人が出た。

【成功】

- ・ 遺産分割調停に出席しなかった相続人から「相続分の放棄」や「相続分の譲渡」をしてもらうことによって、その後の手続きを省力化でき、依頼者であるA子さんたちの取り分も増えた。
- ・ 弁護士と司法書士が連携して家庭裁判所と法務局とのすり合わせを行い、「調停に代わる審判」を得て誰からも異議が出なかったため、本来の必要書類がなくても相続登記ができた。



若狭 浩子 (わかさ・ひろこ)

上級相続診断士、若狭税理士・行政書士事務所 所長

昭和 37 年 2 月 27 日、兵庫県生まれ。京都府立大学女子短期大学部卒業。
税理士事務所のほか、不動産会社の資産活用など。

<ひとこと>相続税対策、家族信託、後見、遺言の相談を多数受けています。
障がいを持つ方のご家族や、おひとりさまなどの相談も多く、じっくりお話を伺うところから、進めています。相続シミュレーションでの税金面だけでなく、皆様の気持ちを大切にしたいと、取り組んでいます。

住 所 大阪府豊中市末広町 2-1-4 末広ビル 303 号

電 話 06-6210-6370

メール hiroko@tax-wakasa.com



諸隈 元 (もろくま・げん)

上級相続診断士、終活カウンセラー 1 級、AFP、笑顔相続サロン®松本、(一社) グッドライフ信州 代表

昭和 39 年 3 月 12 日、長野県生まれ。人材派遣会社役員を 20 年務め、ファイナンシャルプランナーに転身。保険代理店勤務を経て現職に就任。

<ひとこと> 「人生は後半こそが本番」を合言葉に、豊かなシニアライフの提言、楽しい終活のお手伝い、笑顔相続の普及に努めています。

住 所 長野県松本市庄内 1-7-12 高木ビル 2 階
電 話 0263-87-7178
メール g.morokuma@gmail.com



安井 正幸 (やすい・まさゆき)

相続診断士、宅地建物取引士、公認不動産コンサルティングマスター相続対策専門士、株式会社 LIXIL イーアールエージャパン 研修部 相続担当シニアアドバイザー

昭和 26 年、愛知県生まれ。南山大学経済学部卒業。信託銀行、信託系不動産会社、LIXIL の直系不動産会社を通じて不動産経験は豊富です。

<ひとこと> 不動産と相続は個別性において、全く同じものではありません。お客様の事情を傾聴し提案・アドバイスできるよう心がけています。

住 所 東京都台東区東上野 6-9-3 上野ビル 8 号館 2 階
電 話 080-4367-7047
メール masayuki.yasui@erajapan.co.jp



堀口 実 (ほりぐち・みのる)

上級相続診断士、東京相続診断士会 会長、宅地建物取引士、笑顔相続サロン®日本橋 代表、株式会社エム・スタイル代表

昭和 38 年 8 月 28 日、埼玉県生まれ。法政大学法学部法律学科卒業。住宅ローン会社 10 年、外資系保険会社へ転職し 6 年、乗合代理店 19 年とお金に関わり 35 年。

<ひとこと>住宅ローン会社では差押等の債権回収実務まで経験、保険業界に 25 年と様々な相続を見てきました。困っている人を放っておかず「絶対に見捨てず気持ちに寄り添うサポート」を心がけています。YouTube にて玉すだれを使って相続を語る「円満相続玉すだれチャンネル」を好評配信中。

住 所 東京都中央区日本橋室町 1-1-5 日本橋ビル 3F

電 話 0120-285-445

メール horiguchi@m-style.ptu.jp



盛 勝利 (もり・かつとし)

上級相続診断士、宅地建物取引士、(一社)アクセス相続センター

<ひとこと>一般社団法人アクセス相続センターを中心に、税理士法人アクセス・行政書士法人アクセスが各種専門家とも連携し、皆さまへ「100 年モノの安心感」をお届けします。相続業務に携わり 24 年目。皆様の見えない不安をわかりやすくカタチにし、笑顔相続のお手伝いをさせていただきます。

住 所 大阪府大阪市中央区平野町 1-7-1

堺筋高橋ビル 6 F

電 話 0120-279-450

メール souzoku@act-cess.jp



藤原 由親 (ふじわら・よしちか)

上級相続診断士、税理士法人アクセス 代表税理士

<ひとこと>一般社団法人アクセス相続センターを中心に、税理士法人アクセス・行政書士法人アクセスが各種専門家とも連携し、皆さまへ「100年モノの安心感」をお届けします。相続・事業承継専門税理士が「100%」お客様の立場に立って、ご提案いたします。

住 所 大阪府大阪市中央区平野町 1-7-1
堺筋高橋ビル 6 F
電 話 0120-279-450
メール souzoku@act-cess.jp



細谷 洋貴 (ほそや・ひろたか)

相続診断士、行政書士法人アクセス 代表行政書士

<ひとこと>一般社団法人アクセス相続センターを中心に、税理士法人アクセス・行政書士法人アクセスが各種専門家とも連携し、皆さまへ「100年モノの安心感」をお届けします。「予防法務の専門家」として、皆さまの笑顔を守るため、私自身いつも笑顔でご対応いたします。

住 所 大阪府大阪市中央区平野町 1-7-1
堺筋高橋ビル 6 F
電 話 0120-279-450
メール souzoku@act-cess.jp



藤井 美喜 (ふじい・みき)

相続診断士、終活カウンセラー 1 級、行政書士、保育士、夫婦カウンセラー
長野県生まれ。清泉女学院短期大学幼児教育科卒業。みかん行政書士事務所
で勤務。

<ひとこと>当事務所は夫婦 2 人体制でやっております。一番身近な法
務の専門家として、お気軽にご相談いただける行政書士であることを常に
心がけております。一つの事案を夫婦 2 人でじっくり取り組むことができ
たとご満足いただける結果をご提供できると思います。

住 所 長野県長野市高田 747-6
電 話 026-405-1145
メール mikan13.legal@gmail.com



藤井利江子 (ふじい・りえこ)

上級相続診断士、関西相続診断士会 会長、終活カウンセラー 1 級、社会
整理士、行政書士法人アクセス 行政書士、笑顔相続サロン®大阪 代表

<ひとこと>一般社団法人アクセス相続センターを中心に、税理士法人ア
クセス・行政書士法人アクセスが各種専門家とも連携し、皆さまへ「100
年モノの安心感」をお届けします。金融機関で 25 年勤務した知識と経験
を生かし「知っていれば防げたこと」をお伝えいたします。

住 所 大阪市中央区平野町 1-7-1
堺筋高橋ビル 6 F
電 話 0120-279-450
メール souzoku@act-cess.jp



一橋 香織 (ひとつばし・かおり)

上級相続診断士、全国相続診断士会会長、終活カウンセラー1級、社会整理士、相続診断士事務所「笑顔相続サロン®本部」代表、(一社)全国遺言実務サポート協会代表理事

外資系金融機関を経てFPに転身。頼れる相続診断士・マネードクターとしてこれまで3,000件以上の相続・お金の悩みを解決した実績を持つ。

メディア出演(テレビ朝日「たけしのTVタックル」、TBSテレビ「Nスタ」「ビビット」、テレビ東京「なないろ日和」など)多数。笑顔相続を普及するための専門家を育成する「笑顔相続道」を主宰。著書『家族に迷惑をかけたくなければ相続の準備は今すぐしなさい』(PHP出版)、『終活・相続の便利帳』(樫出版)、『相続コンサルタントのためのはじめての遺言執行』(日本法令)など多数。

住 所 東京都足立区千住東2-1-6

プリモ北千住3階

電 話 03-6679-6276

FAX 03-6886-3465

メール info@egao-souzoku.com

URL <https://egao-souzoku.com>



橋本 玄也 (はしもと・げんや)

相続診断士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、宅地建物取引士、相続FP相談室(代表)

昭和31年2月20日、愛知県生まれ。会計事務所で相続専門職員として、20年近く遺産分割・遺言の実務を経験。平成30年よりFP/不動産事務所開業。

<ひとこと>父の死をきっかけに相続に関心を持つ。その後、祖母、母の相続と3回相続を経験。愛知県の会計事務所にて相続専門の実務担当者として遺産分割はこれまで500件以上関わっています。自身の経験より不動産(農地・生産緑地・空き家)相続には相続人に寄り添ったアドバイスをを行います。「マネーの達人」「YAHOO!ニュース」等にコラム執筆。

住 所 愛知県一宮市千秋町小山1022

電 話 0586-59-1146

FAX 0586-59-1146

メール genya1103@gmail.com



浜田 政子 (はまだ・まさこ)

相続診断士、笑顔相続サロン®愛媛代表

<ひとこと>保険業に長年携わる中、FPの立場から各年齢層からの相談、育児から年金、夫婦問題、終活、相続といろんな分野のライフプランのご要望をお受けし解決への案内をしています。

住 所 愛媛県新居浜市庄内町1-9

電 話 090-8976-2200

メール kitty1205mt@yahoo.co.jp



辰巳 博 (たつみ・ひろし)

相続診断士、相続コンサルタント

昭和30年3月5日、京都府生まれ。京都産業大学卒業。

<ひとこと>「すっきりワクワク相続の専門家」として、京都を中心に大阪、滋賀で活動しています。私の得意技は、ご本人も気づいていない相続問題を見つけてご家族全員がすっきりとしてもらうことです。特に高齢の方には、ご自身の将来・老後をワクワクして生ききってもらうことです。どこの誰に何から相談したらいいのかわからないあなた、お任せください。

住 所 京都府京都市東山区東瓦町 682-19

電 話 080-3112-0260

メール heartbeing@tatsmi-fp.com



塚本 英樹 (つかもと・ひでき)

上級相続診断士、相続相談サポートセンター大阪 代表、株式会社三誠商会 代表取締役

昭和41年10月27日、大阪府生まれ。熊本大学工学部卒業。地元で55年、3代目の代表者。

<ひとこと>借地権・戸建てアパート等の相続不動産の事前対策、および相続発生後の遺産分割協議において安心できる解決策をご提案します。近年では「おひとりさま」相続への対応も弁護士・税理士・司法書士等の先生と連携し、ワンストップサポートを行っています。わかりやすい相続セミナーも好評。

住 所 大阪府大阪市港区港晴 1-1-1

電 話 06-6571-0338

メール tsukamoto@a2103.jp



竹内美土璃 (たけうち・みどり)

上級相続診断士、笑顔相続サロン®名古屋、CFP®、1級ファイナンシャル・プランニング技能士

昭和47年6月2日、愛知県生まれ。金城学院大学文学部卒業。さくら総合法律事務所 株式会社さくら総合オフィス代表取締役。

<ひとこと> 「財産を残す側＝被相続人」の対策と「財産を残してもらう側＝相続人」の対策の両面からすることにより、笑顔相続の実現をし、日本を「感謝の気持ちでいっぱい幸せな国にする」ことを目指しています。

住 所 愛知県名古屋市中区錦2-4-3 錦パークビル2F

電 話 052-265-6939

メール midoritakeuchi@sakura-sogo.jp



竹山 博之 (たけやま・ひろゆき)

相続診断士、行政書士、ADR調停人候補者、キャリアコンサルタント、海事代理士、竹山博之行政書士事務所 代表

東京都生まれ。学習院大学法学部卒業。大学受験予備校等で作文・小論文の書き方を15年間指導した経験を生かし事務所設立。

<ひとこと> 「想いを伝える遺言書」のオーダーメイド作成はお任せください。遺言は残された遺族の利益になるだけでなく、今を生きるあなたや大切な親族を幸せにします。上手に遺言を活用すべきです。民事信託の活用で、従来の法律では対応が難しかった柔軟な財産管理を行うことも可能です。ご相談ください。

住 所 東京都練馬区西大泉2-5-7

電 話 03-5935-6035

メール takeyama-gyosei@tbz.t-com.ne.jp



菅井 之央 (すがい・ゆきお)

相続診断士、司法書士、行政書士、薬剤師

昭和 57 年 9 月 9 日、岐阜県生まれ。京都薬科大学薬学部卒業。スギホールディングス株式会社（ドラッグストア）、調剤薬局、大手司法書士事務所勤務を経て、司法書士行政書士菅井事務所開設。

<ひとこと> 広島市安佐北区というところで事務所を開業して、相続・民事信託の相談・セミナーを中心に活動をしています。年々相続の相談は増加傾向であり、相続業務をやらない日はほぼない状態です。また、相続診断協会編で著者の一人として掲載されるのは今回で 3 年連続です。

住 所 広島県広島市安佐北区口田 4-1-8-201

電 話 082-962-4683

メール sugaijimusho@shihosugai.jp



高橋 正芳 (たかはし・まさよし)

上級相続診断士、行政書士、笑顔相続サロン®にいがた中央

新潟県出身。浅草芸人、溶接技術者、行政書士、相続・終活セミナー講師など。

<ひとこと> 浅草東洋館レギュラー出演の元浅草芸人。現在は、芸人行政書士として相続・遺言業務に携わる他、年間 50 本の「明るく楽しい終活セミナー」の講師を行っています。2019 年、NHK「おはよう日本」で、芸人行政書士としての相続終活セミナーの特集がされました。

住 所 新潟県加茂市北潟 124

電 話 0256-55-6139

メール info@entake.net



小林 幸生 (こばやし・ゆきお)

上級相続診断士、宅地建物取引士

昭和 47 年 3 月 31 日、京都府生まれ。

<ひとこと>笑顔相続を叶えるには、まずはお自身の相続を知ることから！ 我々相続診断士は笑顔相続ノートや相続診断チェックシートを活用して、相続の問題点を浮き彫りにし、適切に対策できるプロ集団です。どうぞお近くの相続診断士をご活用ください。

住 所 京都府長岡京市調子 1-18-9

電 話 070-2322-0826

メール entrykobayashi@yahoo.co.jp



齋田 恵 (さいた・めぐみ)

相続診断士、奈良県相続診断士会 副会長

昭和 37 年石川県出身、奈良市在住。相続で不動産に関わるが多かったことから、勤続 21 年のマニュアル生命を退職、現在は大阪市の固定資産税に関わる仕事をしています。

相続診断士 (一般社団法人 相続診断協会) 2013/10/1 ~ 現在

不動産 ADR 調停人 (一般社団法人 日本不動産仲裁機構) 2018/9/1 ~ 現在

AFP (特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)

2005/12/1 ~ 現在

図会議マスター (一般社団法人 日本図解協会) 2020/12/1 ~ 現在

<ひとこと> 21 年間の生命保険会社での FP 業務、不動産 ADR 調停人の経験を経て、笑顔相続実現のための環境づくりに、共同相続人同志での解決の力を引き出すファシリテーションを目指しています。

メール saitanolsaitano1@gmail.com



栗原 久人 (くりはら・ひさと)

上級相続診断士、笑顔相続サロン®静岡 代表

昭和40年1月17日、静岡県生まれ。島田商業高校卒業。日清紡を経て有限会社シー・フィールド設立、現在に至る。

<ひとこと>「笑顔相続で日本を変える」をモットーに、争族にならないためのコンサルティングに力を入れて取り組んでおります。とにかく、どんなことでも構いません、「誰に相談したらよいのだろう?」と思ったらまずご相談ください。信頼できる士業の先生方とともにoneteamで「笑顔相続」に向けて取り組んで参ります。

住 所 静岡県島田市岸町 643-4

電 話 0547-33-1666

メール kurihara.hisato@c-field.com



小泉 栄作 (こいずみ・えいさく)

上級相続診断士、静岡県相続診断士会 会長

昭和61年10月7日、静岡県生まれ。富士常葉大学(現常葉大学)総合経営学部卒業。地元地方銀行入行後、2013年に生命保険会社に転職。2021年2月より、有限会社シー・フィールド専務取締役。

<ひとこと>銀行員時代から多くの方のお話をお伺いしてきました。お金のことや家族のこと、身内や知人には相談できない些細なことでもご相談ください。

住 所 静岡県島田市岸町 643-4

電 話 0547-33-1666

メール koizumi.eisaku@c-field.com



木野 綾子 (きの・あやこ)

上級相続診断士、弁護士

昭和46年9月、神奈川県生まれ。平成6年、早稲田大学政治経済学部卒業。
平成9年裁判官任官、平成22年4月弁護士登録。

<ひとこと>裁判官として13年間の勤務を経て、現在は西新橋で相続中心の法律事務所を開設しています。相続のプロの育成にも力を入れ、笑顔相続の普及に努めています。

住 所 東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル503
法律事務所キノール東京
電 話 03-5510-1518
メール kino-ayako@kinorr.tokyo



國安 耕太 (くにやす・こうた)

相続診断士、弁護士

昭和55年、東京都生まれ。早稲田大学法学部卒業、中央大学法科大学院修了。都内法律事務所に勤務後、2013年にノースブルー総合法律事務所開設、代表弁護士。

<ひとこと>死後事務委任契約は、遺言書や民事信託等と組み合わせることで、高い効果を発揮する契約です。死後事務委任契約ありき……ではなく、専門家とよく相談して、自分にとってベストな選択をしていただければ幸いです。

住 所 東京都新宿区四谷本塩町14-1 第2田中ビル8階
電 話 03-6273-2762
メール info@north-blue-law.com



小笹 美和 (おささ・みわ)

上級相続診断士、全国相続診断士会事務局、京都相続診断士会会長、笑顔相続サロン®京都 代表、株式会社ここは一と相続事務所 代表取締役、(一社) 社会整理士育成協会事務局長

昭和 42 年 12 月 5 日、大阪府生まれ。立命館大学文学部卒業。京都市区役所介護保険課勤務、介護支援専門員、サービス提供責任者など介護業界に 23 年間勤務。相続診断士の資格を取得したことをきっかけに相続・介護コンサルタントとして転身し独立。

<ひとこと> 「笑顔相続で日本を変える！」を合言葉に相続診断士の仲間とともに笑顔相続普及のために活動をしています。終活・介護・相続の相談ができる「介護に強い相続診断士」としてお客様に寄り添い長いお付き合いができることが強みです。老後の不安を安心に……笑顔で過ごせるお手伝いをします。

住 所 京都府京都市西京区川島菟田町 9-3

電 話 075-950-0397

メール cocoheartoffice@gmail.com



勝裕 彰 (かつひろ・あきら)

相続診断士、合同会社えがお相続サポート 代表、相続トータルサポート富山 事務局長

昭和 49 年 4 月 1 日、石川県生まれ。富山大学経済学部経済学科卒業。

<ひとこと> 将来の相続に対して、漠然とした不安をお持ちの方の問題点を明確化できるのが強み。必要なタイミングで専門家と連携し、相続コンサルタントとしてクライアントの「不安」が「安心」に変わるまでを伴走します。

住 所 富山県富山市奥田双葉町 1-33

電 話 076-482-3074

メール katsuhiro@egaosouzoku.jp



上田 亨 (うえだ・とおる)

相続診断士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、不動産コンサルティングマスター、FP オフィス・うえだ

富山県生まれ。金沢大学経済学部卒業。信託銀行、会計事務所勤務を経て、現職。

<ひとこと>長年の実務経験を基に、“ふれあい”と“まごころ”をモットーにFP活動を行っている。個別相談においては、相談者の利益を優先に、総合的な視点でアドバイス・提案を行っている。また、講師として、聞く人にわかりやすいセミナー・実務に役に立つ研修を心がけている。一方、近年は知的障害者の“親なきあと”について、FPの立場で相談員・講師として積極的に取り組んでいる。

住 所 石川県金沢市石引4-1-13 アクエリアス205号

電 話 090-2120-0390

メール toru@fpofficeueda.com



梅園 浄 (うめぞの・じょう)

相続診断士、行政書士、浄土真宗本願寺派 僧侶

昭和57年9月24日、広島県生まれ。龍谷大学文学部卒業。浄土真宗本願寺派築地本願寺、浄土真宗本願寺派本願寺 奈良教堂・奈良教区教務所。

<ひとこと>浄土真宗の僧侶としてお寺を護りながら、行政書士、相続診断士としても活動しております。僧侶として人の人生、命に触れさせていただく中、仏教的・法律的な観点から、相続や遺言などの生前対策、終活などについて相談者様の力になれるよう日々活動しております。また、宗教法人さまにおける事業支援にも力を注いでおります。

住 所 大阪府八尾市八尾木2-115 (浄土真宗本願寺派 善立寺内)

電 話 072-200-2931

メール umetake.gyousei@gmail.com

【著者】 (五十音順)

秋山 千穂 (あきやま・ちほ)

上級相続診断士、笑顔相続サロン®甲府 代表

昭和 43 年 4 月 5 日、山梨県生まれ。国内生命保険会社を経て総合保険代理店として独立。終活カウンセラー、損害保険トータルプランナー。山梨県甲府市にて総合保険代理店株式会社エニシア 代表取締役。

<ひとこと> ご縁をいただいたお客様の一生に寄り添い、生命保険・損害保険・終活・相続コンサルタントのプロとしてお客様の笑顔のために全力を尽くします。

住 所 山梨県甲府市青葉町 7-14 司ビル 105

電 話 055-269-8540

メール chiho@jd-plan.com



岩田 悦幸 (いわた・よしゆき)

上級相続診断士、株式会社匠 Project 代表取締役、税理士

昭和 47 年 5 月 15 日、愛知県生まれ。愛知大学大学院修了。老舗税理士法人と個人税理士事務所の 2 か所で税務・法務・登記・労務・行政手続・不動産・保険・FP など幅広く学び、その後平成 24 年に独立開業。

<ひとこと> 自身が泥沼相続を経験していることもあり、「こんな相続を一件でも減らしたい」という想いの下、幅広い業務に携わった経験を活かして多角的アプローチをすることで、徹底的に相談者に寄り添い、“案件の本質を見極めた解決策”と“想いを伝える相続”を実践し、オールラウンドに相談できる診断士として「笑顔相続」を実現します。

住 所 愛知県名古屋市西区那古野二丁目 23-21

電 話 052-571-7056

メール shibatara@taupe.plala.or.jp

編著者一覧

【編者】

一般社団法人 相続診断協会

日本から「争族」をなくし、「笑顔相続」を広めることが「相続診断士」のミッションです。笑顔相続を広めるためには、生前に想いを残し伝えることが大切であると考え、その有効な方法としてエンディングノートの作成を推奨しています。

相続診断士の役割は、相談者に寄り添い、想いを聞き、問題点を明確にすることです。節税対策や遺産分割対策・遺言書の作成などは、税理士・弁護士・司法書士・行政書士などの士業と連携をして、最適なソリューションを提供します。

相続診断協会は、相続診断士とともに「想いを残す文化を創ります」。

住 所 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9

FORECAST 人形町 7 階

URL <http://souzokushindan.com/>

設 立 平成 23 年 12 月 1 日

資格取得者 約 44,000 人 (令和 3 年 12 月現在)

代表理事 小川 実
